

改正概要説明書

国名： エストニア

法令名： 意匠法

改正情報： 2015年1月1日施行

改正概要：

1. 文言に関する改正：

意味内容の明確化・正確化を図るため、条文中の文言の改定が行われている。
(第4条, 第7条, 第13条, 第14条, 第20条, 第21条, 第22条, 第31条, 第32条, 第36条, 第37条, 第38条, 第56条, 第57条4項, 第73条, 第77条, 第80条, 第86条, 第87-4条)

2. 管轄等に関する改正：

意匠規則に係る担当大臣が「経済通信大臣」から「司法大臣」へ変更された(第1条, 第87-6条)。

特許庁の決定に対する不服申立てのあて先が, 審判委員会のみとなった(第39条)。

ハリユ県裁判所が, 共同体意匠第1審裁判所となった(第87-7条)。

3. 登録簿及び意匠登録証に関する改正：

「登録簿の内容」を規定していた第8章, 及び「意匠登録証」を規定していた第9章が廃止され, 新たに登録簿の登録事項に係る規定が新設された(第55-1条)。なお, 意匠登録証の発行に係る様式及び手続き要件は, 意匠規則により定められる(第55-2条(4))。

4. 債務行為法に基づく侵害防止規定の一部廃止：

登録意匠の不法実施の場合における法律上の救済として規定されていた「債務行為法第1055条による, 意匠の不法実施の停止及び更なる侵害の防止」が廃止された(第84条)。なお, 意匠権に基づく侵害の停止, 侵害の結果の除去, 及び損害賠償請求については, 同法第16条に規定されている点に留意する。

5. 創作者人格権の保護規定の新設：

創作者の人格権侵害が不法行為として明文化され(第90-1条), 人格権侵害に係る罪に対しては, 罰金刑が科される旨規定された(第90-2条)。

6. サービスの向上等に関する改正(主としてエストニア内国人向け)：

意匠所有者だけでなく出願人も, 優先権証明書類を請求できる規定となった(第57条)。意匠の国際登録出願が, 国際事務局だけでなくエストニア特許庁に対しても行うことができることになった(第87-3条)

7. 特許代理人に関する改正：

ライセンスの登録簿記入を求める請求(第76条)を代理する際に委任状が必要な旨, また,

最高裁判所においては、特許代理人は弁護士と共にのみ代理人を務めることができる旨が、規定された(第 76-1 条, 第 87 条)。

改正内容：

・ **第 1 条 本法の適用範囲**

(2)の経済通信大臣が 法務大臣に変わった。

・ **第 4 条 意匠の定義**

(4)の関連意匠において「当該分野の熟練者」が「当該技術の熟練者」に変更された。

・ **第 7 条 意匠の独自性**

(1)において、「当該分野の熟練者」が「当該技術の熟練者」に変更された。

・ **第 13 条 意匠創作者の権利**

(3)において、経済的権利が財産権に変更された。

・ **第 14 条 意匠登録を出願する権利**

(2)の権利の帰属先を「使用者又は顧客」が「使用者又は発注する者」に変更された。

・ **第 20 条 登録出願書類**

(2)の「意匠に係る説明」が「意匠の主題を開示する説明」に変更された。

・ **第 21 条 意匠登録願書**

(1) 11)の郵便宛先が通信宛先に変更された。

・ **第 22 条 意匠の表示**

(1)の意匠の表示は、「表現するもの」が「印象を与えるもの」に変更された。

・ **第 24 条 登録出願の提出**

(3)の手数料の納付期間は延長できないのみとなった。(7)の意匠規則により定める対象は「方式上及び実体上の要件」が「内容及び方式上の要件」に変更された。

・ **第 28 条 登録出願日及び処理のための受理**

(4)において「出願から欠落」が「欠落」に変更された。

・ **第 31 条 登録出願書類の内容及び方式についての要件の確認**

(1) 1)において、「実体及び方式の要件」が「内容及び方式の要件」に変更された。(3)において、「所定の方式及び実体の要件」が「内容及び方式の所定の要件」に変更された。(5)において、特許庁が優先権主張を考慮しない場合は、書面により出願人にその旨を通知

すると変更された。

・ **第 32 条 登録出願の処理の停止**

(1)において、「12 月を限度」が「全体で 12 月を限度」に変更された。

・ **第 36 条 登録出願の処理の再開**

(2)及び(4)において、「代理人に関わりのない他の傷害」が「代理人の管理を超える他の障害」に変更された。

・ **第 37 条 意匠を登録する旨の決定**

「実体及び方式の要件」が「内容及び方式の要件」に変更された。

・ **第 38 条 意匠登録を拒絶する旨の決定**

「実体及び方式の要件」が「内容及び方式の要件」に変更された。

・ **第 39 条 特許庁の決定に対する不服申立**

(1)において、不服の申立て先が、審判委員会又は行政裁判所から審判委員会のみに変更された。

・ **第 55-1 条 登録簿への意匠の登録**

新設条文であり、登録内容の詳細が明確化された。

・ **第 56 条 登録の有効期間**

(3)において、「登録の有効期間の満了日」が「登録の満了日」に変更された。

・ **第 57 条 登録簿記入事項の閲覧及び提供**

(4)において、「閲覧することができる。」が「閲覧する権利を有する。」に変更された。(6)において、優先権証明書類の受領適格者は、意匠所有者だけでなく出願人も適格者となった。

・ **第 62 条-第 70 条**

第 55-1 条を新設したことに伴い廃止された。

・ **第 73 条 意匠の移転**

(6)において、「裁判所命令」が「裁判所判決」に変更された。

・ **第 76-1 条 第 73-1 条から第 73-3 条まで及び第 76 条に定める請求の処理**

(1)において、対象条文に第 76 条が追加された。

・第 77 条 権利消滅の事由

(2) 4)において、「意匠所有者に関する事項の修正」が「意匠所有者に関する登録記入事項の修正」に変更された。

・第 80 条 意匠創作者としての地位についての係争

(2)において、「創作者としての権利を証明するための訴訟」が「創作者としての承認を求める訴訟」に変更された。

・第 84 条 登録意匠の不法実施の場合における法律上の救済

意匠権侵害の場合、意匠所有者が請求できた 2)の意匠の不法実施の停止及び更なる侵害の防止が廃止された。また、3)においては、「移転」ではなく「引渡」が請求できることとなった。

・第 86 条 意匠紛争の解決に係る規定

(1)において、裁判所の管轄として地域又は地区裁判所が地域裁判所のみとなった。(2)において、「裁判所命令」が「裁判所決定」に変更された。

・第 87 条 意匠に関する裁判所での紛争における代理人

(1)において、最高裁判所においては、特許代理人は、弁護士と共にのみ代理人を務めることができると変更された。

・第 87-3 条 意匠の国際登録出願

ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟(2003年12月23日)に伴う新設条文。

・第 87-4 条 意匠の国際登録の処理

(3)において、「違反していない」が「矛盾していない」に変更された。

・第 87-6 条 共同体意匠に係る出願

経済通信大臣が司法大臣に変更された。

・第 87-7 条 共同体意匠に関する事項についての訴訟手続に係る規定

(1)において、タリン市裁判所がハリュ県裁判所に変更された。

・第 90-1 条-第 90-2 条

新設条文である。

・第91条（廃止）

廃止された。